

7 山瀬漁調指示第 6 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、まきえ釣りの禁止について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 19 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会 長 森 友 信

1 指示する内容

漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事する場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、錨等で船舶を固定し、生きえびをまきえとして使用し、かつ、たい、すずき又はやず(ぶり)の採捕を目的として行うまきえ釣りは禁止する。

ただし、山口県漁業調整規則（令和 2 年山口県規則第 46 号）第 4 条第 1 項 15 号の許可を受けた者が使用する船舶において行う場合は、この限りでない。

2 適用海域

山口県瀬戸内海海区

3 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで